

青税連

1994.5.30

ZENKOKU AOZELLEN

日税連会館建設の問題点

TCフォーラム活動の報告

第27回全青税千葉大会案内

102

全国青年税理士連盟

東京都渋谷区千駄ヶ谷5-21-12 代々木リビン303
TEL.03(3354)4162 FAX.03(3354)4095

発行人 会長 辻村祥造 編集人 広報部長 加藤 弘

No.102 CONTENTS 1994. 5

○日税連会館建設のあらましと問題点

法対策部長 森谷修 3~4

○TCフォーラム活動の報告 ——青税の主張を含めて——

納税者権利憲章対策委員会 委員長 益子良 5~6

○第27回全国青年税理士連盟千葉大会開催のご案内

千葉大会実行委員長 鈴木雄幸 7~8

日税連会館**「金だけ出せなんてふざけるな！」集会 風景**

日税連会館建設のあらましと問題点

法対策部長 森 谷 修一

日本税理士会連合会は、4月21日、東京・赤坂東急ホテルで理事会を開催し、会館取得については、特別に委員会を設置し、今年の10月をめどに、結論を出すことに決定した。

経過報告

念のため、経過をまとめると次のようになる。

(1) 93年10月ごろから、日税連は、独自の会館取得にむけて動き出す。この時点では、審議事項にのぼらず、一般会員の注目を浴びることなく隠密裏に設計図や取得資金のプランが作成された。

(2) 93年12月17日、日税連理事会において、平田会長より会館取得の理由説明があった。

1. 事務局が手狭になった。(現在138坪)
2. 会議の会場不足で事業活動に支障をきたしている。

3. 国際交流、他業界との交流の拠点が必要。
「業界のステータスシンボルとなるような会館」という発言がこのときなされた。

(3) 94年2月22日、日税連正副会長会で取得の基本方針が決定された。このときの決定事項を要約すると次のとおり

1. 会館は取得する。
2. 会館取得に必要な施策の早期実施
3. 新会館維持費にあてるため、会費を平成6年度から6000円値上げする。
4. 値上げ分を一般会計から特別会計に移し、平成6年度から予算計上する。
5. 取得資金は金融機関からの借入金により調達する。返済方法は、これから検討する。
6. 会館取得の具対案を作成する委員会を設ける。

このとき4単位会(東京、東京地方、東北、中国)は反対したが、多数決で決定された。

(4) 3月、東京税理士会より、基本方針の全面的再検討をもとめる緊急要望書が提出される。内容は次のとおり。

1. 4単位会の反対を無視して決定を強行したのは遺憾。

2. 会館建設の可否を含めて、評議委員会に諮問せよ。

3. 日税連で検討した会員負担額等を明記して全会員の意識調査を実施せよ。

この要望書の中で、会館の形態、取得時期、取得場所、賃貸の検討など多くの面から会費値上げを回避する為の提案がなされている。

これと同時に、東京青税からの会館取得反対の申請書が提出されている。

(5) 3月25日、日税連理事会。東京税理士会広報部員が傍聴申請するが、却下されるという緊張した幕開けで始まり、会館取得の方針に關し、再度、採決を強行したため、東京会役員は退席するという日税連始まって以来の大混乱に発展した。

4月21日の模様

このように、会員の意思を聞くこともなく、会員の反対も多数決の原理で押切、会員の傍聴も許さず、会員の金で建築する会館が動き始めたのである。この流れに楔を打ち込むべく4月21日の日税連理事会傍聴の動員がなされたのであるが、青税中心に35名の参加があり、日税連理事にはプレッシャーが与えられたようであった。

当日の私がうけた印象では、平田会長を初めとする建設推進派は、「予想を上回る反発に会い、不本意ながら幾分スローダウン。計画に遅れが出来るのは不愉快だが、会館はなんとしても建設する。」というような考えらしい。

当日の議事の中ではっきりしてきた問題点が2つある。

問題点1 会館建設の不純な動機

第1点は、会館建設の動機である。平田会長の説明によれば、一般の会員が利用するのは単位会の会館であって、日税連の会館とは、「外に向い

た顔」すなわち、外部の団体と交流するときの拠点となるべきものであって、6万会員のものではない、としている。また、会長は「現在のように東芝ビルに間借りしていて、職員の机の隣に椅子をもてつて仕事している」という現状を恥じている御様子で、どうもカッコ悪くて嫌だということらしい。

これでは、日税連役員が単に宿をつけるために、会員の金で会館を作りたがっていると考えられてもしかたがない。もっとわかりやすく説明すると、弁護士会などは独自の会館を持っている。税制改革がマスコミを賑わす昨今、税理士会もマスコミに出たり、他の業界と交流するのに、間借りでは格好悪くしようがない、立派な会館を建てて山水画かなにかの掛け軸を掛けた会長室でニコニコしている会長の顔でもテレビに出れば、税理士会の地位が向上して万々歳ということではなかろうか。(息を大きく吸って)頭を冷やせ!

課税庁からの無試験天下り組が、半数を越え、業界の代表の日税連会長は大蔵省と同じことばかり言っている団体の意見など、誰がありがたがって聞くか?税理士会のステイタスすなわち、社会からの適正な評価は、会館などいくら建てても作れはしない。税理士法改正して税理士会の自治権を確立し、更に試験免除を廃止し、無試験で資格を取得する者を排除して、はじめて社会が認めるのではないか。そのときになれば、人は、どんなに狭いビルの間借り人だろうと「税理士会のご意見を伺いたい」と頭を下げてやってくるだろう。また、それにふさわしい会館が必要となるかもしれない。しかし、現在日税連が考えていることは、順序が逆である。平田会長にはっきり言おう、自分で作るステイタスなど成り上がり者の金時計と同じで下衆ですよ。

問題点2 ずさんな資金計画

第2点は会館建設の資金計画である。

皆さん、職業会計人として考えて頂きたい。関与先から次のような相談を受けたら何と答えますか?

「土地を買って建物を建てたい。頭金はゼロで買った土地を担保にして全額金融機関からの借入金でまかなう。予算総額は約100億円だけど、建てる時になってみないと金額はわからない。」

顔を洗って出直しておいでと言いたいでしょう。信じられないことでしょうが、日税連の会館建設の資金計画は、このとおりなのです。

4月21日の理事会でも東京会坂田純一理事から平成3年銀行局長あての通達において、「頭金無しで土地を取得するための融資はしないように」という大蔵省の指導があり、この資金計画は無理ではないかと指摘があった。しかし日税連の回答は、「そうならないと理解している。」という訳の解らないものであった。

ここに、なし崩し的高額負担金の要求という香りがする。すなわち「国に金が無いんだから、しようがないだろ消費税あげなきゃ。」と同じ論法で、「頭金無いんだから、しようがないだろ寄付とらなきゃ。」とか、「借金返せないんだから、しようがないだろ会費上げなきゃ。」というような、資金調達法である。

このような資金計画が世間に知れれば、税理士のくせに、何をやってるんだということになりステイタスシンボルどころか、とんだ恥さらしになるだろう。

今後の方針

4月21日の理事会では、会館建設は報告事項とされ、細部は会館取得特別委員会で引き継ぎ検討をすることになった。また、東京会会館と合同で建設し費用負担を少しでも減らそうという、東京会からの申出があり、最優先検討事項となっている。しかし、私は、会員利用を最優先に考える単位会の会館と、ステイタスの平田会館はまったく別のものであると考える。したがって両者を関連させて考えるのはナンセンスで日税連会館のみに焦点をしほった運動を展開して行くべきであろう。

日税連側も「もう会費値上げの方針を決定してしまった単位会(名古屋他)に申し訳ないので、合同会館の問題を早くかたづけて計画を進めたい。」という本音ともとれる発言をして、会場の非難をあびていたほどである。東京会のわがままを早いとこかたづけて会館の青写真を作りたいといったところであろう。

この問題の展開は、まだまだ目が放せない。全国青年税理士連盟は今回のような一般会員の意向を無視した日税連会館建設には反対していく。

TCフォーラム活動の報告

——青税の主張を含めて——

納稅者權利憲章対策委員会 委員長 益子良一

1. はじめに

4月24日付け読売新聞（都内版）でも報道されているように、TC（Taxpayer Charter）フォーラム「納稅者の權利憲章」をつくる会の創立総会が4月23日に東京のお茶ノ水スクエアで開催された。

全国青年税理士連盟では、昨年4月18日の仙台の理事会で、TCフォーラムに加入することを決定し、当連盟からは、辻村会長以下何人かのメンバーが準備会に参加して、青税の考え方を述べてきた。

そこでTCフォーラムが、創立総会で発表した「納稅者權利基本法要綱案」と「税務行政手続法要綱案」が提案されるまでの経過について報告したい。

2. 経過報告—青税の主張を含めて—

TCフォーラムは、我々青税が日頃からお世話になっている日本大学の北野弘久先生が提唱して始まった経緯がある。

TCフォーラムは、昨年の4月2日に総会をもって、とりあえず準備会として発足したが、当連盟はその発足以前から深く関与してきている。

準備会発足後の6月8日には各団体や個人の代表が集まって「TCフォーラムとしての憲章案と税務行政手続法案づくりのための勉強会」を行った。

我々青税が、その場で主張したことの整理すると、現状認識として、①. 質問検査権の行使である税務調査について、具体的な事前手続規定がなく法解釈に頼っている。②. 社会の高度情報化、情報ネットワーク化が進展しているにもかかわらず、そのもとでの「情報プライバシー権」が確立されておらず、特に現在国税庁で作業が進められているKS Kシステムが導入されると、課税庁は

巨大なブラックボックス化して国民、納稅者の上にたつこととなりかねない。③. 紳稅者の権利基本権を確立するためには、ウェイトとしては抽象的な法案だけではなくて、具体的な手続規定によって課税庁を拘束しなければ実効性が乏しい。ということである。

その後何回か会合を経て意見の調整を行い、我が国の場合には、「納稅者権利基本法」と「税務行政手続法」をセットしたものを「納稅者の権利憲章」と位置付けすることで合意することができた。

その合意のもとに「納稅者権利基本法要綱案」と「税務行政手続法要綱案」の作成に入ったわけであるが、とくに「納稅者権利基本法要綱案」の中に第10として「オンブズマンに訴える権利」を取り入れ、またそれに基づいて「税務行政手続法要綱案」の中にオンブズマンに関する具体的な規定を盛り込んでいる。

これは全国青年税理士連盟が、過去にアメリカやカナダ、オーストラリア、そしてヨーロッパのオンブズマン制度を視察してきた結果、納稅者の権利を守るために、オンブズマン制度を我が国にも導入したら非常に有効であると主張して理解を得た結果である。

また「税務行政手続法要綱案」の原案作成については基本的に全国青年税理士連盟に委ねられ、その案をもとに議論を繰り返し「要綱案」化したいきさつがある。

4月23日の創立総会では、この2つの要綱案の基調報告に基づきシンポジウムをおこなっている。

この基調報告をもとに、会場からいろいろな意見がだされ討論が行われた。

とくに「税務行政手續法要綱案」第10（第三者的同席）「納稅者は、調査において適當と認める者を同席させることができる。」の部分について、「同席」では、税理士にかかれないような零細な

納税者の代弁はどうするのかという疑問がござられている。

我が国で納税者の権利保護のために、学者や弁護士そして税理士などの専門家グループ、そして業者団体や労働者団体など各階層の人達が集まって、「納税者の権利憲章」の具体的法制化にむけて「納税者権利基本法」と「税務行政手続法」の「要綱案」を発表したのはTCフォーラムがはじめてである。

TCフォーラムが発表した要綱案は、決して最終案ではなく、今後あらゆるところで検討を積み重ねて、法制化にむけてよりよいものにしていく必要があろう。

3. おわりに

これら2つの要綱案については、すでに全国青税の会員には配布している。

そこで、これら要綱案の勉強会を各地域で行って、その場に全国青税の執行部を講師に呼んでもらえば、これら要綱案の内容を説明し、それを受けた会員の議論に加わりたいと考えている。

納税者の権利を保護するための税務行政手続きの法制化という大事業は、青年税理士だけができるものではなく、国民各層の幅広い支持が必要である。

そこで全国青税税理士連盟では、その実現のためにTCフォーラムへ参加しているが、税の専門家としての立場から意見を述べていき、青税としてのポリシーを堅持しつつ小異を捨て大同に沿ってまとまっていく努力をしたいと考えている。

なお、全国青税としてTCフォーラムに組織加入しているが、個人としても入会して税務行政手続法の制定にむけて活動してもらえばより広がりをもった運動に発展できると考える。

「税務行政手続法要綱案」

もくじ

第1章 総 則

第1 目 的

第2 定 義

第2章 申告手続

第3 申告書等の受理

第4 補 正

第3章 代 理 人

第5 代理 人

第4章 調査手続

第6 不必要な調査に対する制限

第7 調査の事前通知

第8 調査の日時及び場所の変更

第9 調査通知書の記載事項

第10 第三者の同席

第11 資料収集に関する制限

第12 調査の場所及び調査時間の制限

第13 調査の記録等

第14 推計課税の制限

第15 税務職員に対する忌避の申し立てとその 変更

第16 同一税務職員による調査の禁止

第17 帳簿書類の領置の禁止

第18 特定職業人の守秘義務の尊重

第19 紳税者及び第三者のプライバシーの保護

第20 調査報告書の作成及び開示

第21 調査終了の通知

第22 調査期間及び再調査の禁止

第5章 取引先に対する調査

第22 取引先に対する調査の制限

第6章 課税処分手続

第24 意見聴取の機会

第25 課税処分の理由付記

第26 不服申立の教示

第27 修正申告の懲罰禁止

第7章 苦情処理機関

第28 苦情処理機関の設置

第29 苦情処理官（オブスマン）の権限

第30 年次報告書の作成

第31 苦情処理官（オブスマン）の任命及び 独立性

第8章 行政指導

第32 事前照会制度

第9章 補 足

第33 課税処分の取消

第34 取引先に対する準用規定

第27回全国青年税理士連盟 千葉大会開催のご案内

千葉大会実行委員長 鈴木雄幸

新緑も眩しい今日この頃、全国の会員の皆様におかれましては公私にわたりご活躍のことと思ひます。

また、第27回全国青年税理士連盟・千葉大会の開催にあたり、会員の皆様から寄せられた暖かいご支援とご協力につきましては、心よりお礼を申し上げます。

さて、平成6年8月7日(日)、幕張新都心・ホテルニューオータニ幕張に於いて、第27回全国青年税理士連盟・千葉大会を千葉青年税理士連盟の担当のもとに開催いたします。

時の経つのは早いもので、大会開催の準備にとりかかってから一年以上が経過、大会開催まで残すところ2ヶ月余となりました。おかげさまをもちまして、悪戦苦闘してまいりました大会の開催準備も全国青年税理士連盟・辻村祥造会長をはじめとする全国青年税理士連盟執行部の皆様そして須藤信一会長以下、千葉青年税理士連盟会員の献身的な協力を得て、無事最終段階を迎えることができました。

今年度の全国大会は、新東京国際空港、東京ディズニーランドと並ぶ千葉の新しい顔というべき幕張メッセを中心とした幕張新都心で開催いたします。幕張新都心は、二十一世紀へ向け現在も整備が進められている全く新しいタイプの街です。そして二十一世紀という言葉のイメージにふさわしい都市空間でもあります。今回、全国大会を引き受けるにあたり「青税の二十一世紀への飛躍」という祈りを込めて、幕張新都心を全国大会の開催地とさせていただきました。

また、今回の千葉大会では、「国民に期待される税理士像と二十一世紀における自由職業人の在り方」というテーマで弁護士木村晋介氏による記念講演をかわきりに、定時総会、懇親パーティー、東京ディズニーランドを中心とした観光ツアーや、そして大会会場であるホテルニューオータニ幕張と道路を挟んで隣接する幕張メッセにおいて、今年最大のイベントであるスミソニアン博物館展な

どからなる「アメリカンフェスティバル94」が大会期間中開催されるなど、真夏の千葉をご家族で満喫できる企画を用意して皆様のご参加をお待ちしております。

思い起こせば、平成4年8月熊本大会の懇親パーティーの席上、酒に酔った勢いで事の重大さもろくに考えないまま千葉大会の開催を引受け以来、千葉大会の基本構想の策定、大会会場及び旅行代理店との打合せ、そして参加費用や観光コースの設定交渉、各地の青税への動員依頼、案内書の作成等、東奔西走、悪戦苦闘の連続、過去の全国大会には及ばずとも、何とか「幕張に来てよかったです」、「千葉に来てよかったです」という全国の仲間の笑顔を見たい一心で、無い知恵をしづらながら多くの方々のご協力を得て、千葉青税にとって10年に一度というべきピックイベントを成功させるべく大会の準備を進めてまいりました。準備作業も終盤を迎え、マラソンに例えれば折り返し点を過ぎ、勝負どころといわれる30キロ地点を通過したところです。千葉大会を成功させられるか否かは、まさに残り12キロをどう乗り切るかにかかっているといつても過言ではありません。そして今、全国の会員の皆様を笑顔でお迎えすべく千葉青税会員の若いエネルギーを結集し、最後の準備に取り組んでおります。

青税の活動の輪がさらに広がるよう多くの会員の皆様のご参加をお願い申し上げます。



第27回 全国青年税理士連盟 千葉大会

1994年8月6日(土)~8月9日(火)

* 大会スケジュール予定

8/6 (土)	18:00	前夜祭 ホテルニューオータニ幕張					
	(会 員)		(家 族)				
	10:00~12:30	全国青税 理事会	11:00~13:00	受付			
	11:00~13:00	受付					
8/7 (日)	13:00~15:00 シンポジウム テーマ『国民に期待される税理士像と 二十一世紀における自由職業人のあり方』 講 師 弁護士 木村晋介氏			13:30~17:30 家族ツアー			
	15:30~18:00	定 時 総 会	17:00~	チェックイン開始			
	18:30~20:30 21:00~	パーティー 青税を語る会(ホテルニューオータニ幕張) ナイトツアー(千葉市内)					
8/8 (月)	オプショナルツアー 第1日						
8/9 (火)	オプショナルツアー 第2日						

* 大会会場・宿泊ホテル

ホテルニューオータニ幕張

〒260 千葉市美浜区ひび野2-2

TEL 043-297-7777(代表)

JR京葉線 海浜幕張駅より徒歩5分

* 大会参加費用

8月7日(日)の大会参加費用は次のとおりです。なお、オプショナルツアーについては、観光のご案内をごらん下さい。

会員		37,000円 但し、日帰りを希望する会員の参加費用は27,000円となります。
家 族	大 人	30,000円(13歳以上)
	小 人	26,000円(7歳以上~13歳未満)
	幼 児	10,000円(3歳以上~7歳未満)

・上記の参加費用は、いづれも一泊二日の料金です。

・乳児(3歳未満)については参加費用は無料となります。但し、別途リネン代等がかかる場合もあります。

・宿泊については基本的に相部屋となりますのであらかじめご了承ください。

・この案内書に記載された年齢は、いづれも申込時の年齢とさせていただきます。

※8月6日(土)の宿泊料金は14,000円(ツイン)です。

* 昼食について

大会当日の昼食については幕張レストラン情報を参考にして各自お楽しみ下さい。
また、ホテル内のランチは2,000円程度からあります。